

# 守山市の将来を支える若い世代の起業家教育推進業務 公募型プロポーザル方式実施要項

## 1 対象事業の目的

昨今全国で起業支援に関する取組が官民ともに進み、各種セミナーの実施、支援制度の整備が行われているなか、本市でも、地方創生総合戦略に「起業創業の支援」を位置づけ、「起業家の集まるまち、守山市」をキーワードとして各種取組を進め、地域や民間の積極的な取組の支援や地域内における起業支援機運の醸成に努めているところです。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、社会を取り巻く環境も多種多様に変化するなか、本業務では、本市を取り巻く中高生などの若い世代に対し、「起業」をテーマとした地域の魅力や課題の再発見の機会作りを通して、地域や起業を身近に感じ、将来の本市での起業家人材の育成につなげることで、持続可能な地域活性化および地域経済の発展につなげるモデルを作ることを目的に実施するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策を考慮し、オンライン等ICT技術の積極的な活用を推奨することとします。

## 2 業務名

守山市の将来を支える若い世代の起業家教育推進業務

## 3 業務場所

守山市役所ほか

## 4 業務内容

別紙「守山市の将来を支える若い世代の起業家教育推進業務 特記仕様書」のとおり

## 5 見積上限価格

金 1,000,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

## 6 履行期間

契約締結日から令和3年3月23日まで

## 7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務においては、従来行ってきた創業セミナー、イベントの開催だけではなく、将来守山市で起業を考える人材の育成に向けた若い世代を対象としたプログラム実施、「起業家の集まるまち守山」のイメージづくりと市内外への情報の発信、さらに

柔軟な対応と企画力・実行力が求められ、入札での価格競争にそぐわないことから公募プロポーザル方式を採用しています。

## 8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

## 9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・実施要項発表	令和2年9月15日（火）
・質問締切	9月17日（木）
・質問回答	9月18日（金）
・提案書提出期限（必着）	9月30日（水）
・企画書審査（予定）	10月2日（金）
・審査結果通知（予定）	10月5日（月）

## 10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「守山市の将来を支える若い世代の起業家教育推進業務の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

## 11 プロポーザル方式等の実施概要

提出された提案書、提出書類をもとに審査を行います。募集要項に基づき、期限内に提出された書類（申込書や提案書等指定した書類）の要件および企画内容を書類審査し、優秀者1者を採択することとします。なお、審査結果については、令和2年10月5日以降に審査結果を通知します。

## 12 提案書作成要領

### (1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

#### ア 実施方針について

特記仕様書を踏まえた上で、業務の実施方針およびコンセプトなどについて、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

#### イ 現状と課題について

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、国・県の動向や社会情勢を踏まえたうえで、中高生や大学生を取り巻く「起業家教育」の現状、また今回の実施事業の舞台となる本市の起業支援の取組の状況、地域課題等について分析し、簡潔に課題、対応策をまとめること。

#### ウ 企画内容について

仕様書にもとづき、以下実施する事業について簡潔に企画概要をまとめること。

(ア) 年間を通じて検討する主たるテーマ設定、スケジュール

(イ) 参加者の募集の方針や参加者のフォローに向けた支援体制整備

(ウ) 市内コワーキング、市内起業家、その他国、県含む関係機関との連携の方針

(エ) フィールドワーク、ワークショップ、振り返りおよび成果報告の実施手法

※オンライン等 I C T の活用方針についても記載すること。

(オ) 「起業家の集まるまち」発信に向けた情報発信の手法

エ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項）

仕様書に定めていない事項、あるいは今後本市の進める起業支援のまちづくり施策にとって、特筆すべき有益な提案事項がある場合には記載すること。なお、追加費用が必要とされるものは、予算面についても提案すること。

オ 提案内容への注意事項

(ア) 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ) 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(ウ) なお、今般採点項目については、後述に記載しています。同内容を踏まえつつ、上記ア、イ、ウ、エ、オの内容は、提案書において各項目が個別に見やすく、わかりやすく説明するよう配慮すること。

(2) 提案書の様式および部数 各 4 部

次の書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤、⑥、⑦については電子媒体（CD-R 1 部）でも提出すること。

① 提案書鑑（提案様式 1）

② 提案者（会社）概要書等（提案様式 2）

③ 提案者実績（提案様式 3）

④ 提案者実施体制（提案様式 4）

⑤ 提案書（任意様式）

⑥ 業務工程表（提案様式 5 もしくは任意様式でも可）

⑦ 見積書（提案様式 6）

(3) 提出方法

提出場所へ持参・もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とします。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めません。

(4) 提出期限

令和 2 年 9 月 30 日（水）午後 5 時まで

(5) 提出場所

守山市 直属 地域振興課

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

### 13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（提案様式7）にて、令和2年9月17日（木）午後5時までに上記12(5) 提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとします（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。なお、電話および口頭による受付は不可とします。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記12(5) 提出場所の窓口および市のホームページで9月18日（金）までに掲載します。

### 14 プロポーザル審査の実施および結果通知

#### (1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記12(2)の提出書類をもとに、審査員による提案書審査により業者を決定し、令和2年10月5日以降に審査結果を通知します。

#### (2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市政策監、政策員、地方創生技術指導員および商工観光課長の4人の審査員が行います。

#### (3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 本業務への理解度（実施方針、現状と課題分析含む）
- ウ 年度内における企画、プログラムの計画性、実効性、期待度
- エ 参加者、講師調整、参加者フォロー体制構築の実現性
- オ 市内起業家その他関係団体・施設との連携方針と実現性
- カ 「起業家の集まるまち、守山」の魅力発信への期待度
- キ 新型コロナウイルス感染症対策に対応した事業の運営手法への期待度
- ク 本市にとって有益な追加提案事項の実現性、期待度
- ケ 提案内容全体から感じられる意欲・積極性（提案書のわかりやすさ）
- コ 見積金額の妥当性

#### (4) 選定

- ア 審査委員において、提出された提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受注候補者として選定します。
- イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定します。

ウ 審査については上記(3)の項目を合計100点満点として採点することとし、上記イの場合であっても4人の平均得点が6割を超えない場合は、候補者なしとします。

エ 提案書内容等について、審査の過程で記載された内容に確認、質問事項等があった場合については、個別に本市から提案者に確認することとします。

#### (5) 審査結果の通知

令和2年10月5日(月)以降に審査結果の通知文を発送します。

### 15 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とします。

- (1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。
- (2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。
- (5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

### 16 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から7日(守山市の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第1条に規定する市の休日を除く。)以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができます。

なお、この申立てをする場合、守山市直属地域振興課までその旨を記載した苦情申立書(提案様式8)にて提出すること。

### 17 提案書等の取り扱い

- (1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとします。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとし、また、応募された提案書等は返却しません。
- (2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例(平成11年条例第21号)に基づき、採択された事業者名および採択事業者の成果物は公開する場合があります。

### 18 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出等に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提出された資料は、返却しません。

## 19 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 直属 地域振興課 担当：杉本

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail [chiikishinko@city.moriyama.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.moriyama.lg.jp)